

# 居宅介護支援事業運営規程

施行 令和 6年 4月

社会福祉法人 パトリア

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人パトリアが開設する居宅介護支援事業所アミーキ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の実施にあたっては、次の事項に努めるものとする。
- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
  - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
  - (3) 利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
2. 事業の運営に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護支援予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
3. 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
4. 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、事業所の介護支援専門員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
5. 事業の提供に当たっては、介護保険法（第118条の2第1項）に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 アミーキ
- (2) 所在地 群馬県伊勢崎市磯町435番地1

## (職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。また管理者は主任介護支援専門とする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上（1名は管理者兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（兼務）

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日および12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とする。

2. 使用する課題分析票の種類は居宅サービスガイドライン方式とする。
3. サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室および利用者の居宅とする。
4. 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況および居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

2. 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から10km未満 100

実施地域を越えた地点から10km以上 200円

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市、桐生市、前橋市、みどり市とする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定。
- (2) 虐待の防止等に取り組む委員会を定期的開催するとともに、その結果について、事業所の介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所の介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第 11 条 事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等に説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 12 条 感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について事業所の支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所の介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に対する事項)

第 13 条 職場において行われる背的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、事業所の介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所の介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日	一部改定	平成 27 年 4 月 1 日	一部改定
平成 26 年 4 月 1 日	一部改定	平成 30 年 7 月 1 日	一部改定
平成 31 年 4 月 1 日	一部改定	令和 2 年 1 月 1 日	一部改定

令和 2 年 3 月 1 日 一部改定  
令和 2 年 11 月 1 日 一部改定  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改定

令和 2 年 10 月 1 日 一部改定  
令和 3 年 2 月 1 日 一部改定  
令和 6 年 4 月 1 日 一部改定